

別紙（JIPAホームページに掲載）

[付録]

事例1： USP 5,715,314号

「Network sales system」

クレーム構成： 全48クレーム(独立クレーム数 7)

発明概要： ネットワーク上に相互接続された支払いコンピュータ、ユーザコンピュータ及びショッピングカートを利用したセールス方法において、支払いコンピュータにおいて、ユーザサイドからの商品リクエストに基づいて、ショッピングカートにその商品を追加することによって、ショッピングカートデータベースを変更する。ユーザコンピュータにおいて、ユーザが変更されたショッピングカートに登録された商品の購入を希望すると、ショッピングカートに登録されている商品に対する商取引のための処理が起動される。

クレーム構成要件表

独立Claim	カテゴリ	クレームの構成(範囲)
1	システム	各Computerにおける行為を含むシステム全体の構成
32	システム	各Computerにおける行為を含むシステム全体の構成
33	方法	Buyer側の行為を含むシステム全体の処理方法
34	システム	各Computerにおける行為を含むシステム全体の構成
39	方法	Buyer側の行為を含むシステム全体の処理方法
40	システム	各Computerにおける行為を含むシステム全体の構成
48	方法	Buyer側の行為を含むシステム全体の処理方法

【考察】 いずれの独立クレームも、クライアント側及びショッピングカート側の行為を含んだネットワークシステム全体の構成及び処理方法についてクレームされている。

事例2： USP 6,038,597号

「Method and Apparatus for Providing and Accessing Data at an Internet Site」

クレーム構成： 全17クレーム(独立クレーム数 2)

発明概要： インターネットのサイトにおいて、販売者側の情報を提供し、第1のアクセスポイントからこの販売者側の提供する情報を継続的に管理および更新するためのサイトプロバイダにより使用されるプライベートネットワーク上に任意の端末を設置する。また、第2のアクセスポイントには、上記販売者側の情報の全てまたは一部の管理情報にアクセスするために、インターネットを通してサイトユーザ（購入者）により使用される任意の端末を設置する。この第2のアクセスポイントでは上記管理情報の全てにアクセスできるパスワードと管理情報の制限された部分にアクセスできるパスワードが購入者に与えられる。このように構成することにより、第1のアクセスポイントの販売者が提供情報を継続的に更

新することにより、第2のアクセスポイントの購入者は更新された情報に対して瞬時にアクセスすることができ、販売者との直接的なコンタクトに費やす時間を減少させることができる。

クレーム構成要件表

独立Claim	カテゴリ	クレームの構成(範囲)
1	システム(装置)	ウェブサイトとアクセスポイントを含むシステム全体の構成
11	方法	ウェブサイトとアクセスポイントを含むシステム全体処理方法

【考察】 全ての独立Claimはウェブサイト、第1および第2のアクセスポイントを構成要件とするシステム全体の構成(装置)クレームと方法クレームのみが作成されており、ウェブサイトあるいは、アクセスポイントのみを対象としたクレームは作成されていない。

事例3： USP 6,049,785号

「Open Network Payment System for Providing for Authentication of Payment Orders Based on a Confirmation Electronic Mail Message」

クレーム構成： 全11クレーム(独立クレーム数 2)

発明概要： 顧客コンピュータと支払コンピュータが公衆パケット交換通信ネットワークで接続され、実際の貨幣価値を有する資金を授受するオープンネットワークシステムにおいて、顧客コンピュータは、送付人から受取人への支払額を特定する支払請求メッセージが支払コンピュータに送信されるようにプログラムされており、支払コンピュータは、送付人が十分な資金またはクレジットを持っていることを確認し、承認メッセージを顧客コンピュータに送信してリアルタイム承認に関連し送信されたメッセージがリプレイでないことを条件として記録されるようにプログラムされている。支払請求メッセージと承認メッセージの少なくとも一つは、そのメッセージより派生するコンポーネントを含むコンポーネントのデジタル署名の少なくとも一つからなり、デジタル署名の少なくとも一つは、メッセージの発行者の識別を含み、メッセージをリプレイアタックから保護するものであり、ソースに特有の秘密キーに基づいて計算されるものである。

クレーム構成要件表

独立Claim	カテゴリ	クレームの構成(範囲)
1	システム	オープンネットワークシステム全体の構成
2	方法	オープンネットワークシステム全体の処理方法

【考察】 全ての独立Claimは複数の顧客コンピュータと支払コンピュータの両方を構成とするシステムクレームと方法クレームのみが作成されており、支払いコンピュータの処理や顧客コンピュータ側の処理のみを対象としたクレームは作成されていない。

事例4： USP 5,809,242号

「Electronic mail system for displaying advertisement at local computer received from remote system while the local computer is off-line the remote system」

クレーム構成： 全52クレーム（独立クレーム数 7）

発明概要： 電子メールサービス方法において、ユーザがメールを取り込むためにメールサーバにアクセスしている間に、ユーザのハードディスクに広告を自動的にダウンロードし、ユーザとメールサーバとの接続がオフラインになった後、ダウンロードした広告を使用して所定期間に異なる広告を表示する、又はユーザリクエストに応じて広告を表示することで、無料電子メールサービスを実現する。

クレーム構成要件表

独立Claim	カテゴリ	クレームの構成(範囲)
1	方法	サーバ側及びユーザ側の両サイト [*] の行為を含んだ広告表示方法
10	方法	サーバ側及びユーザ側の両サイト [*] の行為を含んだ広告表示方法
18	方法	サーバ側及びユーザ側の両サイト [*] の行為を含んだ広告表示方法
25	方法	サーバ側及びユーザ側の両サイト [*] の行為を含んだメール処理方法
29	方法	サーバ側及びユーザ側の両サイト [*] の行為を含んだメール処理方法
32	方法	サーバ側及びユーザ側の両サイト [*] の行為を含んだメール処理方法
33	方法	サーバ側及びユーザ側の両サイト [*] の行為を含んだメール処理方法
35	方法	サーバ側及びユーザ側の両サイト [*] の行為を含んだメール処理方法
41	システム	ユーザ端末側のメール記憶/表示に関する端末クレーム
47	端末装置	ユーザ端末側のメール記憶/表示に関する端末クレーム
48	システム	サーバ側及びユーザ側の両サイト [*] の行為を含んだメールシステム
51	方法	サーバ側及びユーザ側の両サイト [*] の行為を含んだ広告表示方法

【考察】 全体システム及びユーザ端末のクレームは存在するが、サーバの処理のみを含んだクレーム及び電子メールサービス業者の行為のみを含んだクレームは存在しない。

事例5： USP 5,761,648号

「Interactive Marketing Network and Process Using Electronic Certificates」

クレーム構成： 全16クレーム（独立クレーム数 5）

発明概要： ユーザがPC端末(remote user stations)でインターネット等の通信手段を介してサービスサーバ(service system)にアクセスし、希望する商店のクーポン等の発行を要求すると、サービスサーバは該当するクーポンを発行するサーバ(issuer systems) にアクセスして当該クーポンの情報を取得し、PC端末にてダウンロード出来るようにしたクーポン等の発行代行サービスシステム。ダウンロードしたクーポン等は各商店で使用出来る。

クレーム構成要件表

独立Claim	カテゴリ	クレームの構成(範囲)
---------	------	-------------

1	方法	service systemの処理方法
10	方法	service systemの処理方法
11	方法	service systemの処理方法
14	方法	service systemの処理方法
16	方法	service systemの処理方法

【考察】 全ての独立Claimは方法クレームでしかも、全てservice system の動作で閉じた構成となっており、装置クレームやその他のシステム部分についてのクレームは作成されていない。

事例6： USP 6,012,049号

「System for Performing Financial Transactions Using a Smart Card」

クレーム構成： 全20クレーム（独立クレーム数 2）

発明概要： スマートカードを備える金融情報／取引システムであって、ユーザのアカウント情報記録に基づく取引の実施が3段階以上のレベルからなる階層に編成され、階層が最初のレベルと最終レベルと1つ以上の介在レベルとを有し、3段階以上のレベルからなる階層を通ることによって取引が実施され、1つ以上の介在レベルを通ることなく自動タスクによって階層の最終レベルにアクセスできるようにするための手段が備えられている。これらの取引には、資金の預入、資金の引出、通貨の換算、ユーザの当座預金とユーザの普通預金との間での資金の振替、株式の購入および株式の販売が含まれる。

クレーム構成要件表

独立Claim	カテゴリ	クレームの構成(範囲)
1	システム	ホスト、ターミナル、スマートカードを含む全体システム
9	システム	ホスト、ターミナル、スマートカードを含む全体システム

【考察】 全ての独立Claimはシステム全体のクレームで、システムの一部のみを構成要件とした独立クレームや方法のクレームは作成されていない。

事例7： USP 5,905,975号

「Computer Implemented Methods and Apparatus for Auctions」

クレーム構成： 全20クレーム（独立クレーム数 3）

発明概要： 少なくとも一つのユーザ（参加者）システムとオークションを主催する競売人システムとユーザデータベースから構成され、それらの間は通信回線により接続されている。ユーザシステムはユーザから入札情報を受信し、それをユーザデータベースに送信する機能と、競売人システムからメッセージを受信し、それらを表示する機能を備える。競売人システムはメッセージを生成して、ユーザシステムに送信する機能と、ユーザデータベースに対し、問合せを生成し送信する機能と、ユーザデータベースからの問合せに回答

する機能を備える。ユーザデータベースは競売人システムからの問合せへの応答を生成し、送信する機能を有する。以上のような構成と機能により、時間の節約を望むユーザ（参加者）は、オークションの始めに自分の入札規則を本システムに入力して入札形式のオークションを選択することが可能となり、リアルタイムの入札を望むユーザも同様な手順で、競り形式のオークションの選択が可能となる。

クレーム構成要件表

独立Claim	カテゴリ	クレームの構成(範囲)
1	システム	オークションシステム全体の構成
1 0	方法	オークションシステムの処理方法
1 5	方法	オークションシステムの処理方法

【考察】 ユーザと主催者の両方を含むシステムの構成および処理方法についてのクレームが作成されている。

事例 8 : USP 5, 895, 454号

「Integrated interface for vendor/product oriented internet websites」

クレーム構成： 全8クレーム（独立クレーム数1）

発明概要： 複数のベンダー企業から得られた商品情報に基づいて生成された商品データベースを備え、データベースからの情報に基づいてユーザが所望のベンダーサイトを選択し、選択したベンダーのサイトにおいて、ユーザが希望する商品を選択すると、その商品の情報及び金額情報を含んだ取引通知が、データベースに転送され、データベースはその取引通知に従って、商品オーダをベンダーに伝送することで、複数のベンダーサイトで買い物をした後、一括で支払い手続きを行うことができる。

クレーム構成要件表

独立Claim	カテゴリ	クレームの構成(範囲)
1	方法	商品を購入するユーザとサーバの処理方法

【考察】 商品購入から支払いまでのユーザの行為及びデータベースサーバの行為の両方が構成要件としてクレームされている。

事例 9 : USP 5, 794, 207号

「Method and Apparatus for a Cryptographically Assisted Commercial Network System Designed to Facilitate Buyer-Driven Conditional Purchase Offers」

クレーム構成： 全44クレーム（独立クレーム数 4）

発明概要： 消費者が希望する商品の購入条件を仲介者に送信し、仲介者はこの購入条件を各社に伝達する。各社は上記条件から見積もりを仲介者に提示し、仲介者は各社見積

もりを対比して消費者の購入条件に合致する商品を選択し、その内容を消費者に通知するというもの。本特許は逆オークション特許と呼ばれており、消費者は購入条件を提示する時にクレジットカード名の支払い番号を通知することが必要となっている点に特徴があると言われている。

クレーム構成要件表

独立Claim	カテゴリ	クレームの構成(範囲)
1	方法	仲介者(仲介者のコンピュータ)が行う処理方法
12	装置	仲介者(仲介者のコンピュータ)の構成
23	方法	仲介者(仲介者のコンピュータ)が行う処理方法
34	装置	仲介者(仲介者のコンピュータ)の構成

【考察】 逆オークションのシステム全体のクレームはなく、全て仲介者の処理方法や装置のクレームになっている。

事例10 USP 5,960,411号

「Method and System for Placing a Purchase Order via a Communications Network」

クレーム構成: 全26クレーム(独立クレーム数 4)

発明概要: 顧客がWebサイトで初めて物品を購入するときに、氏名やクレジットカード番号、商品の配達先住所などを入力する。すると、Webサーバ側で自動的に、顧客の入力した情報に対応する顧客IDを生成する。この顧客IDは顧客のPCに送信され保存される。次回以降の買い物ではWebサーバが顧客IDを特定し”身元”を確認するので、顧客はいちいち個人情報を入力する必要がなくなる。Webサイト上で気に入った商品を見つけるたびにマウスを一回クリックするだけで注文することができる。

クレーム構成要件表

独立Claim	カテゴリ	クレームの構成(範囲)
1	方法	クライアントとサーバを含むシステム全体の処理方法
6	装置	クライアント側(顧客端末)の構成
9	装置	サーバ側の構成
11	方法	クライアント側(顧客端末)の処理方法

【考察】 システム全体の方法クレーム、クライアントおよびサーバのクレームがそれぞれ作成されている。

事例11: USP 5,884,274号

「System and Method for Generating and Executing Insurance Policies for Foreign Exchange Losses」

クレーム構成: 全64クレーム(独立クレーム数 12)

発明概要： 通貨の種類、為替、保証金額および保証期間の要因から利益を自動的に考慮する外国為替保険を供給するシステムとその方法(為替取引の差損をカバーするための商品で、通貨の種類や為替レートを考慮して自動的に掛金を決定するもの)。

クレーム構成要件表

独立Claim	カテゴリ	クレームの構成(範囲)
1	方法	掛金を決定する部分(サーバ)の処理方法
15	方法	掛金を決定する部分(サーバ)の処理方法
22	方法	掛金を決定する部分(サーバ)の処理方法
26	方法	掛金を決定する部分(サーバ)の処理方法
29	方法	為替保険に加入する装置(ATM)の処理方法
32	方法	掛金を決定する部分(サーバ)の処理方法
46	方法	掛金を決定する部分(サーバ)の処理方法
53	装置	掛金を決定する部分(サーバ)の構成
57	装置	掛金を決定する部分(サーバ)の構成
60	装置(ATM)	為替保険に加入する装置(ATM)の構成
63	プログラム記録媒体	掛金を決定する部分(サーバ)のプログラムの構成
64	プログラム記録媒体	掛金を決定する部分(サーバ)のプログラムの構成

【考察】 システム全体の構成については特にクレームされず、保険の掛金を決定する部分について方法、装置、プログラム記録媒体の3つのクレームカテゴリで作成されている点が注目される。